

新川俣原発ADRで和解案

1人20万支払い 住民側受け入れ回答

避難指示区域に匹敵する空間放射線量の場所があるとして、川俣町小綱木地区の住民ら566人が東京電力に賠償を求めた裁判外紛争解決手続き(ADR)で、住民側の弁護士は21日、原子力損害賠償紛争解決センターから1人当たり20万円を支払う和解案が示されたと発表した。避難指示区域外の住民らに一律の金額を支払う和解案が提示されたのは初めてという。住民らでつくる「小綱木地区原発事故被災者の会」は21日付で、和解案を受け入れる回答書をセンターに提出した。

弁護団によると、同地区は町南部に位置し、避難指示が出ていた山木屋地区(昨年3月末に解除)に隣接する。ADRには、原発事故時に小綱木地区に暮らしていた全住民の約94%が参加。「安心して住める放射線量ではない」として、山木屋地区と同等の1人当たり月10万円の精神的賠償を求めている。

この日、県庁で記者会見した同会の清野賢一会長(71)は、「和解案の提示は大きな成果だ。東電は和解案を承諾すべきだ」と話した。東電広報室は「個別案件についてのコメントは差し控える」としている。

朝日新聞

ADR和解案を 小綱木住民受諾

川俣

東京電力福島第一原発事故に伴う被曝の不安により、精神的苦痛を受けたとして、川俣町小綱木地区の住民が東電に損害賠償の支払いを求めた申し立てについて、住民側は21日、東電に慰謝料の支払いを求めた原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)の和解案を受諾した。

弁護団が21日、明らかにした。同地区は、原発事故による避難指示区域にはならなかったが、避難指示が出た飯館村や川俣町山木屋地区と隣接。179世帯566人が月10万円の慰謝料の支払いを東電に求め、ADRに和解の仲介を申し立てていた。

和解案では、2011年3月11日から5月末までの慰謝料を認定。この間、同地区に住んでいた住民を対象に、一律20万円の支払いを東電に求めた。総額は約1億1千万円になる。

弁護団によると、センターが避難指示が出ていない地域の住民を対象に、和解案を一律に示すのは初めてという。

和解案への回答締め切りは今月末。弁護団によると、21日時点で東電からの回答はないという。

福島民報

東電の和解案を 住民側受け入れ

川俣のADR

原発賠償

川俣町小綱木地区の約90%の住民約五百七十人が東京電力に福島第一原発事故に伴う月額十万円の慰謝料を請求した裁判外紛争解決手続き(ADR)で、住民側は21日、一人当たり二十万円の支払いを東電に催告した和解案を受け入れると原子力損害賠償紛争解決センターに回答した。

センターは和解案の受諾の可否について、回答期限を二十八日に設定している。東電は福島民報社の取材に

「個別案件についてコメントすることは差し控える」としている。小綱木地区は避難区域が設定された同町山木屋地区、飯館村と隣接している。和解案は原発事故が起きた二〇一一(平成二十三)年三月十一日から周辺地域に避難指示が出されるなどした同年五月末

ナンバーズ(第4861回)

ナンバーズ3
スタート
ストップ
スポッ
セ

までの間、小綱木地区住民が不安を受けたと認め、精神的損害を二十万円と算出した。